

○議事日程（令和4年9月16日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会の報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 認定第1号 令和3年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 令和3年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 令和3年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第53号 令和3年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第14 認定第10号 令和3年度養老町上水道事業会計決算認定について
- 日程第15 認定第11号 令和3年度養老町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第54号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第55号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第56号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議員定数検討特別委員会の中間報告について
- 日程第20 同意第6号 副町長の選任同意について
- 日程第21 議案第57号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第6号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
5番	岩永義仁	6番	長澤龍夫
7番	大橋三男	8番	吉田太郎
9番	早崎百合子	10番	野村永一夫
11番	田中敏弘	12番	松永民夫
13番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
特命事項推進監兼 総務部税務課長	藤田勝彦	総務部総務課長	近藤晴彦
総務部 企画財政課長	尾前真理	住民福祉部長	大倉修
住民福祉部 住民環境課長	小里克昌	住民福祉部 健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	松岡弘泰
副特命事項推進監兼 産業建設部 建設課長	問山剛	産業建設部 産業観光課長	竹中修
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者	高橋正人
会計課長	若山実穂	教育委員会 事務局局長	中島恵美
教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代	教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹
消防長	坂口貴	消防総務課長	古川博規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をよろしく願います。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席であります。

なお、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

このほか、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

それでは、ただいまから令和4年第3回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、8番 吉田太郎君、9番 早崎百合子君、以上を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告を行います。

9月15日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査をされました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

9月15日午前9時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第3回養老町議会定例会最終日の日程等についてであります。

1. 日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議と、議員定数検討特別委員会の中間報告が終了した後に、議事日程の日程第20、同意第6号 副町長の選任同意についてと日程第21、議案第57号 令和4年度養老町一般会計補正予算(第6号)までの計2議案を上程し、審議することと決定いたしました。

2. 審議の方法につきましては、日程第20、同意第6号 副町長の選任同意について

と日程第21、議案第57号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第6号）までの計2議案については、それぞれ逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は人事案件について省略することとし、採決することと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、決算特別委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（大橋三男君） それでは、日程第4、認定第1号 令和3年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15、認定第11号 令和3年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまでの12議案を一括議題として上程いたします。

この12議案は、決算特別委員会に審査を付託してありましたので、ここで委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長 松永民夫君。

○決算特別委員長（松永民夫君） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月8日、9日の両日におきまして、決算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました令和3年度一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算認定11件並びに未処分利益剰余金の処分1件について、審査をした結果を報告いたします。

本委員会は、地方自治法第98条第1項の規定による議会の検査権に基づき、各種の証拠書類など資料の提出を求め、議会において決定された予算が適正に、かつ効率的に執行されたか等を審査し、その結果を今後の予算編成や行政執行に生かされるように努めていただくために行いました。

審査の経過並びに審査の観点は次のとおりであります。

歳入におきましては、収納率向上を目指してこれまで努力されてはいますが、町税の当初予算と収入済額との比較、町税及び使用料等の不納欠損額とその理由及び収入未済額とその対処策についての確認審査を主に行いました。

また、歳出につきましては、当初予算額に対する補正予算額と支出済額との比較、不用額の妥当性等の確認審査を主な論点といたしました。

最初に、認定第1号 令和3年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

まず、歳出につきましては、1. 入札について、今回の官製談合事件を受け、2017年からの落札率の検証はされているのか。また、第三者委員会では過去に遡って検証をすることが協議されているのかの問いに対しては、令和3年度の平均落札率は93.7%であるが、令和4年度から予定価格を公表してからは、落札価格が低い結果が頻発しており、落札率においては若干低下傾向にあると考えられる。官製談合防止の観点から、過去の検証をどのようにしていくかについては、第三者委員会は様々な過去の検証や原因究明を目的の下に開催しており、その中で検証されていくものと考えているという回答でありました。なお、この第三者委員会が今後大きな役割を果たすと思うので、しっかりと検証をお願いしたいとの要望がありました。

2. 次に、人口と移住定住について、令和3年度において都市圏などから移住実績があったのか。また、新年度に向けて新たな制度の拡充という点においては検討をされているのかの問いに対しては、令和3年度に東京圏から家族での移住が1件あり、勤め先は東京のままテレワークによる移住で、県・町から補助金を交付している。新たな制度の拡充については、県の東京圏からの移住の補助金制度や町の三世代ハッピーマイル事業補助金について、引き続きPRをして活用していただきたいと考えているという回答でありました。

3. 次に、オンデマンドバスについて、セミデマンド化をするための実証実験の結果はの問いに対しては、令和3年8月よりセミデマンドの実証実験を開始し、令和3年12月にはアンケートを実施した。ルートの見直しやバス停の変更などを踏まえ今年度も運行してきたが、セミデマンドの利用数は1日平均1人から2人であり、限られた車両を運行する中で、インターネット予約によるオンデマンド利用者への対応なども踏まえ、9月末日をもってセミデマンドの実証実験を終了するに至ったという回答でありました。

4. 次に、子育て世帯生活支援特別給付金事業と子育て世帯臨時特別給付金給付事業について、対象人数と実績はの問いに対しては、子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、18歳未満の児童を養育する世帯のうち、令和3年度の住民税均等割非課税世帯及び家計の急変による非課税世帯相当となった世帯を対象として、児童1人当たり5万円を支給するものであり、対象児童158人、総額790万円の支給を行った。子育て世帯臨時特別給付金給付事業につきましては、18歳未満の児童のいる世帯のうち、児童手当の受給者及び児童手当受給の所得相当の高校生のみを対象として、児童1人当たり10万円を支給するものであり、対象児童3,491人、3億4,910万円の支給を行ったという回答でありました。

5. 次に、商工費において大きな額での節間の流用が多いように見受けられるが、予算編成時に節の区分に問題があったのか、具体的な理由はの問いに対しては、養老Payのシステム改修を行ったものであり、当初の協議内容と計画する内容とのそごが若干あったため、当初想定をしていないシステム改修が必要になり、やむを得ず流用して対

応したという回答でありました。

6. 次に、観光活性化事業について、養老の新しい名物をつくるという事業と説明を受けていたが、その実績はの問いに対しては、養老公園観光拠点整備プロジェクトの中で新商品開発ということで実施をした。今回3商品作り上げて、そのうち2つは今年度当初にブランド認定をしているという回答でありました。

7. 次に、3滝めぐりに関する整備状況はの問いに対しましては、県において落石の撤去などが実施された。引き続き落石防止のネットや柵などの設置を今も継続して実施されている。また、養老の滝谷の中については現在階段の設置を県において実施されているという回答でありました。

8. 次に、ふる里養老に帰ろう事業につきましては、不用額が大きな額となっているが詳細はの問いに対しましては、コロナ禍の支援策として、養老町にゆかりのある方が本町にお越しいただくときにかかる交通費等についての助成を行うものであり、2分の1の助成で上限1万円、しかしながら、事業実施期間中に感染拡大により移動制限などがあったので、実際に御利用いただく方は少なかったという回答でありました。

9. 次に、道路橋梁新設改良費について、補正予算で8,242万5,000円が減額されているがその内容はの問いに対しましては、主に当初県で予定していた養老公園線の整備について、工事の県負担金の減額に伴い減額補正したものであるという回答でありました。

10. 次に、情報化推進事業について、教員のスキルアップや研修も含まれていると説明を受けていましたが、実際事業を実施した結果をどう検証しているかの問いに対しては、昨年度はタブレットを導入したばかりで、まずタブレットに慣れること、使用環境を整えることを目的とし、家庭でもタブレットを活用した家庭学習ができるように全学年において接続テストを行うなど体制を整えてきた。また、教員自身も授業で活用できるよう、教員を対象としたタブレット操作研修を行ってきた。子供たち自らがタブレットを効果的に活用し、学習を深めていくことが課題であり、今後は共同学習や交流などにもタブレットを使用するなど活用方法について工夫をしていきたいという回答でありました。

11. 次に、令和3年度における不登校の現状と対策はの問いに対しては、年間30日以上欠席した子が不登校と定義されるが、令和4年7月現在、小学校2名、中学校17名で、1つの要因ではなく複数の要因で不登校になっている場合がある。家庭環境や学業不振などの理由で本人が気力や目的をなかなか持てないことが要因の一つであり、このケースが一番多い。このような現状の中において、今年度は夏休みの間に不登校である子供と保護者に学校に来ていただくか家庭訪問をするなどして面談を行い、見通しを持って夏休み明けを迎えるという取組を行ってきた。その結果、登校できるようになった子供もいた。また、学校に来るだけが目的ではなく、その先、将来社会的自立に向けた支援ということで、様々な関わりを持つような取組を実施しているという回答でありました。

12. 次に、ヤングケアラーについての現状とその対応策を教育委員会としてどのように取り組んでいるかの問いに対しては、現状1名である。対策については教育委員会のみでなく、いわゆる福祉部門と連携をして取り組んでいる。家庭や保護者の状況も大きな要因となる部分もあるので、学校と福祉部門とが協力して子供たち、家庭を支えていけるような方向性で考えているという回答でありました。

続いて、歳入についてであります。13. 令和3年度において未償還額は一般会計で103億713万円であり、大きな人口減の中、地方債の発行と償還については計画をもって進めていく必要があるが、新年度以降の見通し及び長期的財政計画に対する見解はの問いに対しましては、起債は財政上必要な財源と考えているが、起債は借金であるので、町が今後どのような方向性でどのように発展させていくかを見通した先行的な投資についてしっかり精査する必要がある。今後の人口減少は危機的な状況であると認識をしており、関係人口や交流人口を創出する中で財源の確保をしっかりと行い、無駄な起債は起こさないのが一番ではないかと考えているという回答でありました。

14. 次に、令和3年度の差押えの件数、金額、内容は。また、今後の差押え等についての考え方はの問いに対しては、国税還付金が5件、給与差押えが3件、預貯金の差押えが16件の計24件、徴収金額は前年度分の差押えを含め26件で341万2,590円。コロナ禍のため個別訪問を控えていたが、預貯金調査などの財産調査により差押えを実施した。今後、預貯金調査等のデジタル化の導入を協議して進めていきたいと考えているという回答でありました。

15. 次に、広幡地内の工事地について、固定資産税が宅地課税されていないことは税制上問題ではないかの問いに対しましては、建設中の家屋が完成し、使用収益の開始により土地用途の評価をする予定であり、増改築や造成等を繰り返している現状では完成とは言いにくく、評価ができないのが現状である。類似案件の他市町村の対応について県と相談をしながら対策を考えているが、現状はやむを得ないという回答でありました。

次に、特別会計について御報告いたします。

認定第2号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

外国人が出国されて保険税が未徴収となる状況が増えているが、それに対する対策はの問いに対しましては、県内の事例として年金脱退一時金の差押えを行っている自治体がある。日本から出国した外国人で年金等を納めている場合において、滞納処分が可能な債権ということになるので、昨年度は債権の回収に向け調査を行っているがまだ実績としてはない。今後も本制度を活用しながら継続して収納率の向上に努めていくという回答でありました。

2. 次に、督促等の書類は、通常の納付書と違って赤色ベースの用紙にて送付をしているが、通常の納付書と色分けしていることに対する考え方や意図は。他の自治体も同

様に行っているのかの問いに対しましては、法律上、督促状は大切なものである。債権において督促状送付において時効の発生基準となるため、目につきやすいことや相手にとって認識しやすくなることは大切なことだと認識をしている。近隣市町の現状を把握し踏まえた上で、必要かがあれば変更も検討していくという回答でありました。なお、相手方に過度に取り過ぎではないかと捉えられないように、近隣の状況も確認をし、調査していただきたいと要望がありました。

3. 不納欠損額が2,600万円と前年度より倍増しているがその要因はの問いに対しては、平成28年度に少額預金等により差押えを行ったもののうちで、生活の改善が見込めず徴収困難なものを合わせて今回不納欠損として計上したことが増額の要因であるという回答でありました。

4. 令和3年度の差押え状況はの問いに対しては、国保税の還付金に対して1件、給与に対して1件、預貯金に対して5件、計7件に対して差押えを実施した。それに対する徴収換価は、令和2年度分の差押えを合わせて12件で徴収金額175万8,763円という回答でありました。

5. 短期保険証の発行数と期限別の内訳は。また、期限を区分けする理由はの問いに対しては、全体として109世帯173名に交付をしている。内訳としては、期限6か月が35世帯48人、3か月が23世帯41人、1か月が51世帯84人、納付相談において定期的に納付される方については6か月ごとの更新であり、納付状況に応じた形で交付している状況である。納付相談に全く応じてもらえないが、やむを得ず医療機関にかかるため発行せざるを得ない場合には、期限1か月で交付しているという回答でありました。

次に、認定第3号 令和3年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第4号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

1. 修繕費等において見積業者が1者しかない場合が散見されるが理由はの問いに対しては、地方自治法施行令に基づき、予定価格が基準以下である場合や緊急の必要により競争入札に付することができないものなどについて随意契約をしているものであり、それぞれ必要不可欠な部分の対応をしているという回答でありました。

次に、認定第5号 令和3年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第6号 令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第7号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

1. 介護保険の加入者の人数、認定者の人数と認定区分それぞれの人数はの問いに対しては、介護保険被保険者数の人数は9,464人で、認定者数については要支援1が209人、

要支援 2 が 218 人、要介護 1 が 288 人、要介護 2 が 305 人、要介護 3 が 235 人、要介護 4 が 254 人、要介護 5 が 106 人で、合計 1,615 人という回答でありました。なお、今後は保険料の値上げが国で検討されていることや団塊の世代が対象となってくることから非常に厳しい運営になると考えられるので、できる限り不納欠損とか滞納が少なくなるような施策をお願いしたいという要望がありました。

2. 次に、高齢者徘徊 SOS ネットワーク事業についての実績や評価はの問いに対しては、令和 3 年度は実績がなかったが、令和 4 年度は 1 件の実績がある。サポーターをお願いしている事業所数は 26 事業所で、ほかに個人の方で 1 名サポーターをお願いしているという回答でありました。なお、広報等での告知や啓発などでサポーター数が増えるように尽力していただきたいという要望がありました。

次に、認定第 8 号 令和 3 年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 9 号 令和 3 年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第 53 号 令和 3 年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第 10 号 令和 3 年度養老町上水道事業会計決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

1. 5 年を経過すると私債権として残るが、その件数と金額は。また、この私債権の処理についての今後の考え方はの問いに対しては、件数は 4,204 件、金額は 1,996 万 664 円、今後の対応につきましては、現在誓約して徴収できる債権については今後も催告書などを送付し徴収に努めていきたいと考えている。また、亡くなられた方や転居などで居所不明の理由で徴収不納分については債権放棄を検討しているという回答でありました。

次に、認定第 11 号 令和 3 年度養老町公共下水道事業会計決算認定については、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付託されました一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算認定 11 件につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員によりそれぞれ原案のとおり認定すべきものと決定をし、また未処分利益剰余金の処分 1 件については、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定いたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） ありがとうございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 水谷君。

○13番（水谷久美子君） 休憩動議を出します。

〔「修正があるのでちょっと休憩を」の声あり〕

○議長（大橋三男君） はい、分かりました。今、時間を協議して。

それでは、これから暫時休憩といたします。

再開は10時20分よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（大橋三男君） じゃあ、再開は10時20分といたします。

（午前10時05分 休憩）

（午前10時18分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き再開をいたします。

ただいま、松永決算特別委員会委員長より報告の訂正がございましたので、許可をいたします。

○決算特別委員長（松永民夫君） 先ほどのヤングケアラーについての現状とその対策はという件におきまして、訂正の報告をさせていただきます。

1名という回答の報告でありましたが、令和3年度においては、小・中学生ではゼロ人ということであります。以上です。

○議長（大橋三男君） それでは、決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件につきましては総括質疑が終了しておりますので、所属外議員の審査の経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

最初に日程第4、認定第1号 令和3年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第5、認定第2号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第6、認定第3号 令和3年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第7、認定第4号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第8、認定第5号 令和3年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第9、認定第6号 令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第10、認定第7号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第11、認定第8号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認

定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第12、認定第9号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第13、議案第53号 令和3年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、認定第10号 令和3年度養老町上水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第15、認定第11号 令和3年度養老町公共下水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第16、議案第54号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この議案は、総務民生委員会に付託し、審査されましたので、ここで総務民生委員会委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

総務民生委員会委員長 清水由美子君。

○総務民生委員長（清水由美子君） 総務民生委員会報告をさせていただきます。

去る9月5日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下に、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正1件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第54号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 今回の条例改正に伴って大きく改正される点はこの問いに対して、国家公務員の育児休業の法律改正に伴い、地方公務員についても改正され、条例に規定している非常勤職員の該当箇所の改正を行うもの。非常勤職員について、主に育児休業の取得が原則1回であったのが原則2回まで取得できるようになったことと、男性非常勤職員の育児休業取得要件が緩和されたこととの回答でした。

2. 今回の条例改正に該当する非常勤職員の対象職員数はこの問いに対して、令和4年9月1日現在で、非常勤職員数が全部で277名であり、うち要件に該当する職員は245名である。また、育児休業要件緩和の対象となる男性職員は27人であるが、今現在取得可能者はいないとの回答でした。

3. 育児休業中の補償形態の変更はあるか。また、男性非常勤職員の要件緩和の内容はの問いに対して、補償形態の変更はない。男性の取得要件緩和については、男性が積極的に育児に参加できるように任用期間の制限が短縮されるなど、夫婦で交互に育児休業を取れるよう改正されるものとの回答でした。

4. 育児休業取得要件の中で、任命権者が定める特別な事情がある場合とはどのような想定かの問いに対して、例えばこども園入園の申込みをしているが入園できない状況とか配偶者が病気になるなど、予測できない突発的な事情の際には特別な事情と捉える場合があるとの回答でした。

5. 育児休業取得に対する職場環境の支援体制はどう考えているかの問いに対して、長期取得が見込まれ、職場内に負担がかかるような状況である場合は、人事異動等で措置を検討するとの回答でした。

6. 民間企業への周知広報は考えているかの問いに対して、厚生労働省がホームページで事業者向けの記事掲載やパンフレット等で啓発をしている。事業者は国の指針に基づいて動いていくものと考えているとの回答でした。

以上、審査に付託されました条例の一部改正1件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第17、議案第55号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第5号）と日程第18、議案第56号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の2議案を一括議題といたします。

この2議案は、予算特別委員会に付託し、審査されましたので、予算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 予算特別委員会の報告をいたします。

去る9月5日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下に予算特別委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託をされました令和4年度一般会計及び特別会計補正予算2件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

まず、議案第55号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第5号）に関しましては、

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業はの問いに対しては、賦課徴収事務費29万9,000円、戸籍住民基本台帳事務費155万9,000円、新型コロナウイルス感染症支援事業600万円、公立認定こども園等関係事務事業23万8,000円、公立認定こども園等維持管理事業485万円、保育園一斉メール配信事業53万9,000円、私立保育所等運営費補助金18万円、安全衛生管理推進事業459万7,000円との回答でありました。なお、その後各事業内容の詳細について、各担当所属長から説明を受けました。

2. 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金については、公共料金に対して交付金を活用するような議論はなかったかの問いに対して、他市町村の優良事例なども十分吟味をし、各課で議論を十分した上で事業内容等を精査している。町としては現在ある事業の中で重要だというものを予算計上しているという回答でありました。

3. 窓口業務のキャッシュレス化に関して、今回の補正で庁舎内の手続はほぼキャッシュレス化されると理解していいかの問いに対しては、今回は1階の住民環境課と税務課の窓口での手続について、先んじてキャッシュレス化対応をするもの。なお、今後他の手続についてもキャッシュレス化できるよう加味した改修を実施するとの回答でありました。

4. 新型コロナウイルス感染症支援事業については何名分を想定しているか。また、同じ人が何回でも支援を受けられるのかの問いに対して、支援物資の単価が1日当たり1,000円程度で1件3,000円。そのほか諸経費を含め、今年度末まで対応できるように1,500回分を予算計上している。また、誰が何回支援を受けたかということは把握をしていないので、自宅療養者になった方に随時連絡をし確認し、状況に応じて必要という

ことであれば支援物資を配送しているとの回答でありました。

5. 新型コロナウイルス感染症支援事業について、陽性になり自宅療養になってから町が支援物資を届けるまで何日ぐらい時間がかかるのかの問いに対しては、県から提示される名簿に基づき希望確認の連絡をしているが、感染者数等によっては県からの提示が当日のときもあれば翌日のときもあるため、定まってはいない。伺っている限りでは最短で2日程度、時間がかかる人だともう少しかかっている状況であるとの回答でありました。

6. 福祉避難所整備事業の内容はの問いに対して、福祉避難所の整備に対する補助で、対象施設は白鶴荘である。福祉避難所指定について協定を締結しているが、空調設備が大変老朽化しているため、その整備費補助として予算計上したものの回答でありました。

7. 農業委員会費のタブレット端末支援についての事業内容はの問いに対しては、農業委員、推進委員に配付するタブレット端末を配付するもので、委員25名のうち、今回国から提示された約半数の12台分の費用について予算計上したものの。今後のランニングコストについては、国から正式な示しが出ておらず、現在協議をしているところであると伺っているとの回答でありました。

8. 食肉基幹市場建設促進事業費について、その内容はの問いに対して、先進地視察に伴う車借上料、高速代など。視察箇所は3か所ほどを検討しており、施設1か所当たり4回、1回の参加人数を25人と想定している。参加者は協議会の中で決定し、参加いただくことを考えているとの回答でありました。

9. 中学校校舎等施設整備事業のバリアフリー化について、他の小・中学校も含め長期的にバリアフリー化をしていくのか、それとも入学児童に対しての環境整備かの問いに対して、高田中学校に入学を希望している児童に対しての環境整備との回答でありました。

次に、議案第56号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました令和4年度一般会計及び特別会計補正予算2件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これもちまして、予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑でございますが、これらの案件につきましては、議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外の議員がないことから省略をいたします。

これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず日程第17、議案第55号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第56号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第19、議員定数検討特別委員会中間報告を議題といたします。

議員定数検討特別委員会から、適正な議員定数について、会議規則第47条第2項の規定により中間報告をしたいとの申出がありました。

お諮りします。

本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議員定数検討特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。議員定数検討特別委員会委員長の発言を許可します。

議員定数検討特別委員会委員長 早崎百合子君。

○議員定数検討特別委員長（早崎百合子君） 議員定数検討特別委員会における現在までの調査・研究の概要について、会議規則第47条の規定に基づき中間報告いたします。

地方分権の進展による地方自治体の自己決定権の拡大や、民意の多様化に伴い、議会の機能についても、団体意思を決定し執行機関を監視する機能を発揮するための前提として、住民の声を吸収し、住民の声を政策として立案する機能を充実させていくことが重視されるようになってきております。

そうした中、地方自治体の議員定数についても、議会制度の自由度を高めるために、各自治体の自主的な判断に委ねられようになりました。養老町におきましても、これからの自治体運営は、人口減少と少子高齢化が進み、老年人口の増加と生産年齢人口の減少が進んでいくことを前提に、そうした社会が必要とする多様で高度な町民のニーズへの対応が求められるようになります。

このように、これからさらに人口減少、少子高齢化が進み、公共施設の維持やまちづくり基盤の更新、社会的扶養負担の増大など、養老町を取り巻く社会や経済の情勢が転換期を迎える状況下において、議員定数についても、その適正な水準と根拠などを検討する必要性が生じてきているため、令和4年3月18日に議員定数検討特別委員会を設置しました。設置後は、自治体規模の視点、意思決定の視点、監視機能の視点、社会状況の視点、目指す養老町議会の姿の視点の5つの視点から、養老町議会議員定数の適正な水準や根拠などについて、9回にわたって協議を重ねてまいりました。その結果、適正な議員定数の中間報告としては、現状維持の13人案と、2人減の11人案の2案に意見がまとまりました。

13人案の根拠については、平成11年に地方分権一括法が施行されて以降、国から地方自治体への権限委譲が進み、地方自治体は自己決定権の拡大と住民意識の多様化への対応が求められるようになった。養老町においても、この地方分権時代に入り、議会の役割は重要性を増しており、これまでの意思決定機能と監視機能に加え、住民の声を吸収し、政策として立案する機能を充実させていく必要がある。

そうした中で、まず自治体規模からは、県内の類似の自治体規模を持つ町議会の議員定数と比較しても、養老町議会の議員定数を変更する必要はない。

意思決定機能では、議論を行える委員定数として6人から7人が適正であり、現在の2つの常任委員会設置数を踏まえると議員定数は現状維持が望ましい。また、監視機能では、地方自治体において首長から自立している議会の役割は大きく、行財政改革を進める行政の監視機能の維持をするためにも、議員定数は維持するべきである。

社会状況では、一般会計歳出決算額に占める議会費の比率は1%以下であり、議会費に財政を逼迫させる要因はない。また、少なくとも平成16年度の定数削減以降に養老町議会議員選挙が無投票になったことはなく、養老町に町議会議員の成り手不足問題があるとは認められない。さらに、議員定数を削減することは、立候補意欲の減退にもつな

がる。このほか、次回の養老町議会議員選挙まで期間が短く、新たに立候補を検討する候補者への周知期間が十分に確保されないことも危惧される。

以上の理由から、養老町議会の適正な議員定数は、現状維持の13人が望ましいというものです。

一方、11人案の根拠については、平成16年に養老町の単独路線の確定に伴い、養老町議会が議員定数を13人に削減することを決定してから一昨年の令和2年までに約5,000人の人口減があった。また、13年後の令和17年度には、さらに5,000人以上の人口が減少する。そして、今後も少子高齢化は進行する。そのため、これからの養老町は、人口と税収の減少を前提に、公共施設やまちづくり基盤の一斉更新、社会的扶養負担の増大などに対応した厳しい財政運営が求められる。効率性の追求が必要であり、人口減少率を踏まえた議員定数の削減を行い、毎年1億円を超える議会費の縮小を図る必要がある。議会が率先して町民に模範を示すことが重要である。

意思決定については、2度の地方自治法改正により常任委員会の設置数に制限がなくなり、常任委員会委員の複数所属が認められた。これにより、議員定数を2人削減しても十分に意思決定機能の充実を図ることができる。監視機能についても、行財政改革への取組から執行機関のスリム化が進んでおり、議員定数の2人削減が監視機能の低下につながる懸念はない。

社会状況では、養老町議会議員選挙の投票率や有権者数が回を重ねるごとに減少している。さらに、直近2回の選挙では落選者4名のうち3名が法定得票数に達していない。今後の選挙において、無投票当選や議員定数内の得票順位であっても法定得票数に達していない候補者が生まれ、定数割れが起きることが危惧される。

以上の理由から、養老町議会の適正な議員定数は、2人減の11人が望ましいというものでした。

今後は、来月に町民アンケート調査を実施し、その結果を参考としながら、引き続き協議を重ね、12月までに最終報告をまとめ、12月定例会で御報告させていただく予定をしております。

以上、議員定数検討特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 議員定数検討特別委員会の中間報告が終わりました。

ただいまの議員定数検討特別委員会中間報告に対する質疑でございますが、私以外の委員会所属外の議員がいませんことから省略をいたします。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第20、同意第6号 副町長の選任同意についてを議題といたします。

本件は、同意の人事案件につき、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第6号 副町長の選任同意について御説明をさせていただきます。

同意第6号 副町長の選任同意について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により次の者を副町長に選任したいので同意を求めるものとする。令和4年9月16日提出。

記、住所、岐阜県大垣市林町6丁目80番地108、氏名、田中一也。

副町長の川地憲元氏が一身上の都合により、令和4年9月末をもって辞職されることとなり、その後任に、元建設部長、現産業建設部建設課改良住宅対策室長の田中一也氏、62歳を副町長として選任したいので、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間となります。

以上で、同意第6号 副町長の選任同意についての提案説明とさせていただきます。

十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） まず最初に、本日あるメディアの朝刊に、この人事案件について議会上程前に報道がありました。非常に違和感を覚えております。本来の姿より逸脱しているので、今後はこのようなことなきよう申し上げておきます。

それでは、3点について質疑をいたしたいと思っております。

人事は非常に難しい案件と承知しております。私、議員生活20年目になりますが、今まで、副町長として任期4年間で全うされた職員の方は1名のみでありました。2度否決された方、健康上の理由で任期途中で退任された方、いろいろなケースがありました。

1点目としては、今回、川地副町長の後任人事であります。4年間の任期であり、本当に非常に責任のある激務の立場になられますが、健康的、精神的、体力的に大丈夫なのか伺います。

2点目としては、一般論として申し上げますと、11月に決定する新町長が副町長人事を提案されるのが一番筋かなと考えておりますが、見解を求めます。それまで副町長は空席でよいと思っております。

3点目として、この副町長人事案件についてよく思い出すのは、平成27年から29年度

にかけて、現職の長谷川悟氏を副町長に招聘し、養老改元1300年祭、大成功となるように町長以下職員の皆さん一丸となって取り組み、結束してきた経緯、今まで忘れることができませんし、おかげで役場組織力も数段向上したと私は評価しております。こういったことで、このタイミングで県とのパイプをより強く太くするため、県職員派遣依頼をすることも一つの方法と考えますが、この点についても伺いたいと思います。

以上3点について伺います。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 3点について御質問がございました。

まず1番目に体力的にということでございますけれども、62歳ということでございますけれども、まだまだ現役に近い働きのできる年齢だと思っておりますし、本人のほうも気力も充実しているということでございますので、問題はないものと考えております。

それから、約3か月で私の任期は終わるわけでございます。この点を一番熟慮した点ではございますけれども、重要な案件、ただいま感染症の対策を進んでしなければならない、それから食肉基幹市場の建設の問題もございます。多くの課題がございますので、空白にならないようにしっかりと支えていただきたいということで、かなり熟慮いたしましたけれども、選任をさせていただいたということでございます。

3か月ということもございますけれども、この点は、本人にも御相談申し上げて、名誉なことであるのでしっかりと支えたいということもございますし、後任の方が決まったときにも、きっと人物的にも選任していただけるだろうというような思いで選任をさせていただきました。

3点目の県からとか外部からの人事ということもございますけれども、今言いましたように、3か月先には新町長も誕生するわけもございますので、その方の意向に任せたいという思いもございます。ということは、3か月の任期で終了することもあり得るのかなというふうには思いますが、後任の方にお任せをしたいと考えております。以上です。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第21、議案第57号 令和4年度養老町一般会計補正予

算（第6号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第57号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第6号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,253万3,000円を追加し、予算総額を119億557万3,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、斎苑の維持管理費でございます。

詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 大倉住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出からでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、4目斎苑費の維持管理費では、清華苑東館のうち西側斎場及び事務室の空調機器が経年劣化により使用できなくなりました。平成7年3月の開場以来、毎年保守点検に努め修繕を行いながら管理してまいりましたが、先月末から今月初めにかけて、急激に空調管理ができない不具合が発生し、先週9日から斎苑東館の西側斎場の利用を停止させていただいております。修理ができない状況で、緊急に空調機器を更新する必要があることから、工事請負費1,253万3,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明をさせていただきます。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として1,253万3,000円を増額いたしました。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明は終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ただいま提案説明を受けましたが、9月2日の議会開会日に7,730万8,000円の5号の補正がございました。そして、最終日に非常に大きく1,253万3,000円というのが追加補正されました。経年劣化ということで8月末というふうなことです。やはり予兆はあったのではないかというふうに思うんですが、第5号に上程できなかったのは、急に悪くなったというふうな理解で突発的なことということなのか、それとも定期検診で指摘があったけれども、先送り、先送りして最終日の今日に補正をしたのか、そういう現場の予算の状況の説明を求めたいと思います。

○議長（大橋三男君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、ただいまの水谷議員の御質問につきまして御回答をさせていただきます。

斎苑の空調機器につきましては、かなり年数がたっているということで、いつ壊れてもおかしくない状況ではございましたが、毎年定期点検を年2回ずつ実施しておりました。昨年も7月と2月に、また今年は8月に実施したわけでございますが、昨年の点検の折には、今回上程した機器の大きな不具合というのは報告されておりました。ただ、8月に報告された内容につきまして、特に斎場西側の機器の室外機の不具合が報告されました。状況といたしましては、通常の温度で設定しておいた状態ではかなり暑い状態でありまして、温度を下げた状態でないと通常の運営ができないというところで、やむを得ず9日から西側の斎場につきましては停止をさせていただいたような状況でございます。本来であれば事前に計画的な改修を実施すべきだということでございますが、私のほうの計画に見誤りがありましたのでお許しいただきたいと存じます。

また、当初9月の補正には、まだそこまではもつのではないかという見込みでございましたが、いよいよ事務室のほうも停止をしたというところで、やむを得ず今回追加で上程をさせていただきました。よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 十分理解はしたわけですが、今年で設置してから何年目になりますか。

○議長（大橋三男君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） 先ほど部長のほうから申し上げましたが、設置から27年でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 一部、水谷議員と重複することもあります。1,250万ほどの空調の改修ということですが、8月24日には斎苑の東館内部改修ということで1,900万ほどの事業が落札されておるわけです。以前から私も一般質問でも言うておりましたが、火炉の老朽化、それから屋根の老朽化、これらもろもろ斎苑に関してはいろんな面で都合が出てきているということで、今回、急遽空調が悪くなったということで入ったわけですが、やはり経年劣化しておりますので、年次計画をしっかりと立てて、当初予算で悪くなっていくと予測される所はしっかりと予算を組んで、清華苑はなくなってはならない施設でございますので、その点も留意してやっていただきたいと思いますので、考え方をお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

今回、御質問のあったようなことも査定の中で話が出たわけでございます。それにつけて、東側ももう危ういということで、今回、本当に悪かったのは西側だけではございませうけれども、東側においても部分についても一緒にやったほうが効率がいいということで、その査定のときに担当課にも申しておりますけれども、あと火炉の問題、先ほどおっしゃいましたけれども火炉の問題とか、これから徐々に悪くなっていく部分があるかということで、やはりそれは来年度は計画的に修理を考えるようにという指示を出しております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 今の松永議員からも同じような形ですけど、8月24日に1,900万ほどの入札があり、またこの後補正で1,200万ということで、これの同じような時期に、この場合は内部改修工事と空調と同じような時期で、いつからいつまでの間でやるかということをおつと聞かせてください。以上です。

○議長（大橋三男君） 小里住民環境課長、答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） ただいまの吉田議員の御質問につきまして御回答させていただきます。

8月に入札いたしました東館の内部改修工事につきましては、この10月から12月23日にかけてまして工事を実施する予定でございます。あわせてこの空調につきましても、同じような時期と一緒にできればとは考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 今、回答のほうで10月から12月23日にやる、なるべく早くやっていただいて、それと同じように空調のほうも一緒のようにやってもらえれば1回で済むと思ひますので、ぜひともそれを、待つわけにはいきませんのでなるべく早くやってほしいということで要望しておきます。以上です。終わります。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審議は、全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りします。

この第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会、議員定数検討特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会、議員定数検討特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。
これもちまして、令和4年第3回養老町議会定例会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

（閉会時間 午前11時22分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月16日

議 長 大 橋 三 男

議 員 吉 田 太 郎

議 員 早 崎 百 合 子